

## 秋田県障害者サポーター養成講座実施要綱

### 1 目的

この要綱は、障害の有無にかかわらず、互いに人権と個性が尊重される共生社会の実現を推進するため、障害に関する基本的な知識を持ち、障害を理由とする差別をなくすよう心がけ、障害の特性等を理解し、できる範囲で障害のある方へ配慮や手助けを行うことのできる障害者サポーターを養成することを目的とする。

### 2 実施主体

市町村、その他団体等

### 3 対象者

地域住民、事業者等

### 4 内容

- (1) 県が実施する障害者サポーター養成講座講師育成研修を受講した者（以下、「講師」とする）を県が派遣し、障害者サポーター養成講座テキストに基づく講座とする。
- (2) (1)に加え、実施主体の企画する他の講座などと組み合わせて開催することも可とする。

### 5 修了証

障害者サポーター養成講座を受講した者に対して、修了証は交付しないが、障害者サポーターであること目印となるバッジを配付する。

### 6 開催手続き

- (1) 実施主体は、障害者サポーター養成講座実施計画書（様式1）を作成し、開催希望日の2月前までに県に提出する。
- (2) 県は、同計画書に基づき、講師を派遣する。
- (3) 実施主体は、障害者サポーター養成講座の開催後1月以内に、実施報告書（様式2）を県に提出する。

## 附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。